



共通第11号様式(第17条第1項)

平成26年度 補助事業等実績報告書

平成27年3月31日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館市東雲町4番1
函館市農業再生協議
会長 山 岸 栄

補助事業等の名称 経営所得安定対策直接支払推進事業

平成26年5月8日函農農をもって補助金等の交付決定変更を受けた上記の補助事業等は、平成27年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

補助金等交付決定通知額 金2,300,000円

補助金等領収済額 金2,300,000円

補助金等領収未済額 金 0円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成23年5月6日
	構 成 員 12名
	営む主な事業 (1) 経営所得安定対策等の推進に関する事。 (2) 規模拡大交付金の推進に関する事。 (3) 集落営農の法人化支援の実施に関する事。 (4) 経営所得安定対策等に係る需要に応じた作物の生産方針等の策定に関する事。 (5) 農地の利用集積に関する事。 (6) 荒廃農地または遊休農地の再生利用に関する事。 (7) 担い手の育成・確保に関する事。 (8) 人・農地プランに関する事。 (9) 農地利用集積円滑化事業に関する事。 (10) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関する事。 (11) 地域農業の振興に関する事。
補助事業等の内容	諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物や米の生産数量目標に従って米を生産した農業者に対して、交付金を交付することや、米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るために、水田を有効活用する農業者へ支援をすることにより、農業経営の安定と国内生産力の確保などを目的とする経営所得安定対策の実施に必要な地域段階の現場における制度の普及推進活動や要件確認等を行う。 (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等） (2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定 (3) 申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付 (4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含む。）の作付面積・生産数量等の確認事務 (5) 農業者情報のシステム入力・集計事務 (6) 産地交付金の要件設定・確認事務 (7) 荒廃農地または遊休農地の再生利用に必要な活動 (8) 農業者の水田情報等の収集・整理事務 (9) 営農継続支払を当年産の作付面積に基づき支払うための準備に必要な活動 (10) その他、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動
補助事業等の実施による効果	経営所得安定対策が適正かつ円滑に実施されることにより、農業経営の安定と対象農産物の地域における生産力の確保につながった。
備 考	

補助事業等の収支決算書

収入の部

（単位：円）

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
	A	うち、 補助対象事業	B	うち、 補助対象事業	A-B	うち、 補助対象事業	
補助金	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	0	0	
合 計	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	0	0	

支出の部

（単位：円）

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
	A	うち、 補助対象事業	B	うち、 補助対象事業	A-B	うち、 補助対象事業	
通信運搬費	120,000	120,000	69,072	✓69,072	50,928	50,928	
備品費	██████	██████	██████	██████	██████	██████	
賃金	██████	██████	██████	██████	██████	██████	
消耗品費	26,000	26,000	51,291	✓51,291	△25,291	△25,291	
役務費	4,000	4,000	864	✓864	3,136	3,136	
旅費	0	0	51,700	✓51,700	△51,700	△51,700	
合 計	2,300,000	2,300,000	2,136,844	2,136,844	163,156	163,156	

収支差引額

163,156 円

- （注）
- この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 - 項目は、詳細に区分して記載すること。
 - 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
 - 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 - その他必要と認めた書類を添付すること。

【経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金】

補助率が2分の1を超えて補助金を交付する理由

当該補助金は、農業経営の安定と国内生産力の確保、食料自給率の向上などを目的として、国の制度である経営所得安定対策の円滑な実施に必要な経費に対し補助しているものであるが、国の補助要綱等に基づき、定額補助（北海道から間接補助）となっていることから、補助率2分の1を超えて交付するものである。